

2021年4月12日

内閣少子化対策担当大臣 坂本 哲志 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会  
会 長 新 井 た か ね  
〒169-0072 東京都新宿区大久保 1-1-2  
富士ビル4階  
TEL：03-3207-5937 FAX：03-3207-5938

一般社団法人 社会福祉経営全国会議  
会 長 茨 木 範 宏  
〒543-0045 大阪府大阪市天王寺区寺田町  
2-5-6 社会福祉施設経営者同友会内  
TEL：06-6772-1360 FAX：06-6772-1376

## 社会福祉事業の維持・拡充について

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

社会福祉事業に対し国民は、公的責任による高齢、障害、保育などの施設・事業の量的質的の充実を求めています。これら高齢、障害、保育は社会福祉法人の本来事業でもあり、これまでも社会福祉法人は地域住民の福祉要求を受けとめ本来事業に力を注いできました。

しかし、社会福祉施設等職員の低賃金と劣悪な労働条件、慢性的な人手不足などは社会問題となっているだけでなく、コロナ禍によってエッセンシャルワーク・社会的インフラである社会福祉事業の脆弱性が改めて明らかになりました。職員処遇の改善がなければ、社会福祉事業の質・量がさらに後退することは明らかです。また、近年、少子高齢化や財源問題を理由に、地域住民による助け合いや社会福祉法人による地域公益活動が強く求められていますが、過度な「互助」への依存も、同事業の量と質の急速な劣化をもたらすと考えます。

憲法第25条に基づく国民の権利としての社会福祉と支援を必要としている多くの人たちの基本的人権を守るため、下記の項目について早急に具体化していただくよう要望します

### 記

#### 【介護保険・障害福祉・保育（子ども・子育て） 共通項目】

1. 新型コロナウイルス感染症ワクチンの安全性が確認された場合、エッセンシャルワーカーであるすべての介護・障害・保育、および65歳未満の基礎疾患を有さない障害者へのワクチン接種を公的負担で優先的に行ってください。

なお、ワクチンの安全性が確認されるまでは、介護・福祉職員、保育士、社会福祉事業の利用者が必要な時に必要なPCR検査や抗原検査・抗体検査を、公費負担で受けられるようにしてください。

2. 感染者への適切な支援について

- (1) 在宅で陽性となった要介護高齢者や障害者について、支援が受けられず、孤立してしまう事態が起こっています。必要な支援が受けられるように、対策を講じてください。

(2)施設や GH など、陽性者が入院できず施設内で療養するケースが多発していることを踏まえ、以下の措置を講じてください。

- 1)障害者や高齢者が適切な医療が受けられるように、一般医療の継続と両立できる形で医療体制の拡充、医師・看護師の増員等を講じてください。
- 2)施設等で、集団的な感染が確認された際、保健所や医師を派遣し、指導できる体制を整備してください。

### 3. 感染症や災害への対応力強化について

- (1)施設等において、日常の利用者の状態を把握している医療職の配置は必要です。医療職の配置は、加算によるものではなく、基準として配置を位置づけてください。
- (2)施設等において、集団感染の要員は、最低基準の脆弱さが引き起こしているものが少なくありません。施設の最低基準の底上げが必要ですが、取り急ぎ以下の項目を実現させてください。
  - ①密にならないような面積基準への改善
  - ②職員配置基準の大幅に引き上げ
  - ③職員の休憩室や更衣室の最低基準への位置づけ
- (3)感染症や災害があっても、福祉事業所が安定して運営できるように、日割りによる報酬制度を改め、基礎的な運営にかかる経費を補償するしくみにしてください。
- (4)最低配置基準に係る職員は正規・常勤職員としてください。特に「新子育て安心プラン」で示された、保育におけるクラス・グループ単位の常勤職員配置基準の緩和は撤回してください。

### 4. 国、自治体の役割について

- (1)この間、新型コロナの影響で自治体財政の悪化を理由に、独自の福祉施策を廃止する自治体があります。これについて、以下の三点を教えてください。
  - ①こうした実態の把握について。
  - ②把握している場合、自治体数及びその自治体名について。
- (2)介護・障害福祉の報酬改定で、9月30日まではコロナ対策(かかり増し経費)として基本報酬への0.1%の上乗せが行われますが、同経費を0.1%の上乗せでは賄うことは困難です。実際に要したかかり増し経費については、国が保障してください。

### 5. その他

- (1)今回の報酬改定で、放課後等一サービスの基本報酬・既存加算の減額、区分1・2の廃止が行われるとともに、個別加算Ⅰ・Ⅱ等が新設されました。障害児は成長や発達し、信頼できる職員から適切な支援を受けることができれば障害や症状は緩和されます。放課後デイの運営実態が厳しい中であって、子どもたちの実態に沿わない報酬改定は早急に見直してください。

以上